

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	介護保険法関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多治見市は、介護保険法関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

多治見市

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険法関係事務
②事務の概要	多治見市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ②被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 ③介護給付、予防給付、市町村特別給付、第一号事業支給費の支給に関する事務 ④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑤要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑨保険給付の支払の一時差止めに関する事務 ⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑪地域支援事業に関する事務 ⑫地域支援事業の利用料に関する事務 ⑬保険料の徴収又は賦課に関する事務 ⑭保険給付、地域支援事業及び保険料に関して資料の提供等の求めに関する事務 ●番号法の別表に基づいて、多治見市は、介護保険法関係事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ●情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ●サービス検索・電子申請機能での申請データの受領を行う。 ●マイナポータルお知らせ機能での通知を行う。
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ADWORLDマイナポータル電子申請管理システム 5. サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

(1)介護保険情報ファイル
(介護保険システムにおいて、資格、給付実績、保険料賦課、収納管理等を総括的に管理するデータベーステーブル)

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条 ・第19条第8号 ・別表の100の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第50条第1号～第14号
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報連携の根拠) ・番号法(第19条第8号)(別表の100の項) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(第50条) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(第2条) (別表における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表のうち第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「介護保険法」が含まれる項 :第2条表 131、132の項 :同法第133条(表131の項)、第134条(表132の項) (別表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 :第2条表 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項 :同法第4条(表2の項)、第5条(表3の項)、第9条(表7の項)、第13条(表11の項)、第17条(表15の項)、第44条(表42の項)、第58条(表56の項)、第67条(表65の項)、第71条(表69の項)、第82条(表80の項)、第85条(表83の項)、第88条(表86の項)、第89条(表87の項)、第100条(表108の項)、第117条(表115の項)、第127条(表125の項)、第130条(表128の項)、第133条(表131の項)、第134条(表132の項)、第146条(表144の項)、第163条(表161の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部高齢福祉課
②所属長の役職名	高齢福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233番地 多治見市役所 駅北庁舎 市民福祉部高齢福祉課 TEL:0572-23-5211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町一丁目233番地 多治見市役所 駅北庁舎 市民福祉部高齢福祉課 TEL:0572-23-5211
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・本人からのマイナンバー取得の徹底。本人確認の際には4情報又は住所を含む3情報による確認を徹底。 ・情報連携事務では特定個人情報の取扱いに関して複数人でのダブルチェック体制。 ・特定個人情報を含む個人情報の廃棄は、別途収集ボックスを設け市有焼却施設へ直接持ち込み。 ・保管に関しては、鍵付きのキャビネットに保管し定時後の確実な施錠を実施。 ・自主点検、内部監査を通じて、取扱いの定例的な確認を実施。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む個人情報の廃棄は、別途収集ボックスを設け市有焼却施設へ直接持ち込み。 保管に関しては、鍵付きのキャビネットに保管し定時後の施錠を実施。 自主点検、内部監査を通じて、取扱いの定例的な確認を実施。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部	市民福祉部	事後	
令和7年6月30日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止要求	福祉部 0572-23-5826	市民福祉部 0572-23-5211	事後	
令和7年6月30日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	福祉部 0572-23-5826	市民福祉部 0572-23-5211	事後	
令和7年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	162条(表160の項)	163条(表161の項)	事後	
令和7年6月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	